

令和6年度「DX コミュニケータ事業」業務委託仕様書

第1 目的

県では、これまで佐賀県産業スマート化センター（以下「スマート化センター」と呼ぶ）の開設・運営などを通じて県内企業のDXを推進し、その生産性向上や新たなビジネス創出を図ってきた。しかし、未だDXに対して無関心・様子見の企業が多数存在するのも事実である。

このような中、新たにDX コミュニケータを配置し、DXに無関心・様子見の状況にある県内企業に対し、DXの必要性やメリットを啓発し、これらとスマート化センターとの接点を構築することで、DXに関する情報提供や継続的な支援を受けられることができる環境を整備することを目的とする。

第2 業務内容

本事業の業務は、県内企業等を訪問し、ヒアリングを通じてデジタル技術で解決可能な潜在的な課題を抽出し、解決策の提案や助言を行うとともに、DXへの一步を進ませるための一手段として、スマート化センターへの相談を促すことである。本事業の達成目標として、県内企業へのヒアリング件数を第1区は490社以上、第2区は250社以上、第3区は260社以上、行う（なお、いわゆる「延べ数」ではなく、重複を除いた実数とする）。また、これらを通じたスマート化センターへの相談等の利用事業者数についても企画提案に盛り込むこととし、この事業者数も達成目標とする。なお、第2区はスマート化センターと同様な機能を持つ唐津市DXイノベーションセンターとの連携、利用者促進も併せて対応すること。

各地区の割り当ては以下のとおりとする。

第1区 佐賀市、鳥栖市、神崎市、基山町、みやき町、吉野ヶ里町、上峰町

第2区 唐津市、伊万里市、玄海町、有田町

第3区 多久市、小城市、武雄市、嬉野市、鹿島市、江北町、大町町、白石町、太良町

これらの目標の達成のため、次に掲げる業務に取り組むこととし、あわせて具体的な提案が盛り込まれた提案書の内容も、本業務内容に含むものとする。

(1) 事業の企画・支援・管理業務

本事業を遂行する上での体制を構築し、事業責任者を置くこと。下記ア～ウを含む、県内企業への外訪計画の立案、事業体制構築、外訪メンバーに対する支援や管理業務を行うこと。

ア 訪問計画の作成

県内企業等を重複なく区ごとに定められた企業数以上を訪問するものとし、このために必要な訪問リストや具体的な訪問計画を立案すること。

また、訪問先の企業等は地域・業種・業態等のバランスを考慮するとともに、県の担当者で相談したうえで計画を策定すること。

さらに、直接の訪問が難しい場合の代替案についても検討し、状況に応じて対応可能な計画を策定すること。なお、目標達成後についても契約期間内においては、県内企業からの要望があった場合は可能な範囲で柔軟に対応すること。

なお、参考資料として令和4年度及び令和5年度に実施したDX コミュニケータ事業で活用した企業リストと、既に訪問した企業名の情報は契約締結後、受託者に提供する。

イ 訪問先で使用するコンテンツの作成

訪問先での紹介や簡単なヒアリングのため、少なくとも以下の①から④に相当する資料等を作成すること（ただし、受託者が既に自身の事業で使用しているものを活用してもかまわない）。また、その他、事業遂行上、必要なコンテンツや素材（名刺なども含む）についても適宜作成すること。

① 外訪先に DX への興味や関心を抱かせるコンテンツ

受託者が持つコンテンツや、その他、外部で作成されたコンテンツ（ただし、著作権などの権利関係上、支障のないものに限る）などを用い、訪問先企業がデジタル技術の利活用などに興味関心を持つようなものを作成すること。また、事業を進めていく中で必要があれば、適宜、改善・充実に取り組むこと。

また、企業ごとに課題が異なることを想定し、様々な課題のそれぞれに対応するコンテンツを作成すること。

② スマート化センター紹介・誘導コンテンツ

スマート化センターの紹介やセンターへの誘導用のコンテンツについて、スマート化センターのホームページやパンフレット、セミナーチラシ等を活用し、スマート化センターとも協議・検討のうえ、作成すること。

また、この中には、スマート化センターメルマガへの登録方法、相談依頼の登録方法、主催セミナーへの申し込み方法、Facebook のフォロー登録などを含めること。

③ ヒアリングマニュアル

訪問時の大筋の対応などについてマニュアルとして整備し、訪問者の如何を問わず一定以上の訪問業務が可能となるようにすること。また、これらはヒアリングの状況等に応じて適宜改善すること。

④ 訪問報告書

訪問先ごとにその結果を整理したデータベースを整備すること。訪問者等が情報端末機器から入力可能なものとして整備し、入力項目については、少なくとも下記の内容を含むものとする。

なお、下記 A) の従業員数、業態、売上規模、立地や、B) から E) については、データクレンジングを行うことなく分析できるよう、事前の分類やコード化、入力制限、表記ゆれの抑制などについて検討し、県と協議のうえ、作成すること。

- A) 企業情報（企業名、従業員数、業態、売上規模、立地（市・町）など）
- B) 外訪形態
- C) 企業の抱えている課題カテゴリ
- D) 紹介内容
- E) 勧誘成果
- F) 面談概要
- G) 担当者の情報（氏名、連絡先、役職など）

ウ 本事業に係る管理業務と各所との連携

本事業の事業責任者は、事業の業務プロセスを策定し、事業の進捗やメンバーの管理を行うこと。また、スマート化センターとの連携プロセスをスマート化センターの運営責任者と協議の上、策定し、情報共有の体制や定期報告を含む連携の仕組みを構築とすること。

あわせて、県の産業DX・スタートアップ推進グループをはじめ、事業に必要となる商工団体、産業イノベーションセンター等の関係各所との連携・調整を適宜図り、業務を円滑に進めること。

その際、特に県やスマート化センターとの連携に当たっては、SNS やチャットツールを用いるなどして即時かつ直接のコミュニケーションが可能な体制を設けることとし、具体的には産業DX・スタートアップ推進グループの指示に従うこと。

(2) 外訪業務

策定した訪問計画や外訪業務プロセスに従って県内企業を訪問し、経営課題のヒアリングを行うとともにDXの必要性やメリットを伝え、スマート化センターの活用を促すこと。

その際、下記のアからエについては必ず実施すること。

ア 外訪形態

対象企業を訪れ、少なくとも(1)のイに定めた業務に必要な時間、ヒアリングや説明などを行うこと。また、セミナーなどを開催し、その中で上記に定めた業務に必要な時間が確保でき、個社毎にヒアリングなどができた場合にも外訪件数1社とみなす。なお、対象企業に直接、訪問することが望ましいが、諸般の事情により、オンラインであったとしても、個社毎に訪問時と同等の内容でヒアリング等を実施することで所期の成果が期待できる場合には、外訪件数1社とみなすことができる。

イ コミュニケータの名刺やスマート化センターのコンテンツの活用

外訪時には、本事業について県から受託したことがわかるような名刺を携帯し、訪問の際には必ず提示すること。また、スマート化センターについて、パンフレットやホームページ、実績報告書等であらかじめ必要な知識・情報を習得し、センターに関する主な質問には受託者自身が答えられるように準備するとともに、必要に応じてスマート化センターへ問い合わせができるような体制を整備すること。

ウ 関係者の同行

必要に応じて、県の担当者やスマート化センターの運営スタッフが同行する場合があることから、適宜連携すること。

エ 訪問企業情報の共有

訪問計画や活動内容、ヒアリング内容、その他訪問活動時に得たすべての情報は、定期的にスマート化センター及び産業DX・スタートアップ推進グループへ共有すること。共有は訪問報告書(任意様式)を基本とし、共有方法はスマート化センター及び県と協議すること。

また、基本的には、本事業内で得た企業情報等は全て県に帰属するものとするが、受託者にて得た情報を自らの事業活動等に活用することがありうる場合には、本活動における情報収集前に適切なルールを県と協議の上、定め、遵守するとともに、訪問先企業にもその旨、説明を行って理解を得ること。

オ その他

受託者自身の営業活動については、本業務に支障がない場合に平行して実施可能とする。

ただし、特段の理由なく目標を到達しない場合は、委託料から相応の減額をすることとし、金額については県と協議すること。

(3) 産業DX・スタートアップ推進グループ及びスマート化センターの広報支援

産業DX・スタートアップ推進グループ及びスマート化センターに関連する広報活動として、広報物に関する情報共有や外訪先への配布支援など、産業DX・スタートアップ推進グループ及びスマート化センターと協議・検討のうえ、対応すること。

(4) その他、本事業に必要な一切の業務

本事業の遂行に当たっては、本仕様書及び受託者による提案書に添って適切に行うとともに、必要に応じて産業DX・スタートアップ推進グループやスマート化センターと協議・検討の上、実施すること。

第3 守秘義務

(1) 受託者は、業務に当たり知り得た企業秘密等を他に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、配置する職員に対して、業務に当たり知り得た企業秘密等を厳守させるため、関連企業等の求めに応じて、誓約書の提出など秘密保持のための措置を取らせることができる。

第4 事業の報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書を冊子及びデータで提供するものとする。

第5 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

第6 その他

(1) 本事業に関する事務は、受託者が行う。

(2) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、佐賀県に帰属するものとし、県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作人格者権を行使しないものとする。

(3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。

(4) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

(5) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ佐賀県産業DX・スタートアップ推進グループに対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。

(6) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

(7) 本仕様書に記載のない事項については、佐賀県と受託者で協議し、決定する。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、佐賀県産業DX・スタートアップ推進グループの職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。

(8) 訪問先との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。

(9) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたと

佐賀県産業DX・スタートアップ推進グループが判断した場合には、佐賀県産業DX・スタートアップ推進グループの指示を仰ぎながら事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。

なお、具体的な内容については、受託者と佐賀県産業DX・スタートアップ推進グループの協議によることとする。